

課題6

退職の翌月に給与の支払いがある場合の減免率の計算方法

第109回・110回財政運営検討WGにおける検討結果（まとめ）

【検討結果】

- 退職に係る所得減少減免における所得見込の算出にあたっては、減免事由（退職）発生後の所得見込が正確に把握できることから、所得減少減免の対象となる基本的な考え方に照らし合わせて、最終給与が退職前と同水準であるか否かにかかわらず、退職日の翌日が属する月以降の年度の所得見込から減免率を計算することとする。（退職日が減免事由発生日）
- 所得状況の変化があった場合（再就職等）は、従前どおり再就職等以降の所得見込に基づき減免率を再決定することとする。
- 事務運用手引きの11頁【減免事由発生後の一月あたり平均所得見込額の算出例】の「《事例3》退職又は倒産」を削除し、退職（廃業）に係る所得減少減免における所得見込の算出方法について、明記する。
- QA.20を改正し、退職（廃業）に係る所得減少減免における減免率の計算方法の具体例を明記する。

2

新たに判明した課題

第110回WGの質問事項に対する整理を行った結果、今回の改正案を施行した場合、以下のとおり、新たな課題が生じることが判明。

- ①：「減免事由発生日から期間が空いた場合の考え方」の整理（第110回WG質問事項）
- ②：退職後の所得見込算出において、年度で区切る概念を採用することで、発生する課題
 - 1：退職日が年度末に近づくほど減免率が低くなる傾向が生じる。（第110回WG質問事項）
 - 2：退職後も他の所得を有する世帯の方が同じ条件で退職した世帯に比べて減免率が高くなるケースが存在し得る。（新規）
 - 3：退職の翌年度にしか減免申請ができない場合（例：3月途中退職、3月加入、1回目の納期限4月末）の減免率の計算方法の取扱。（新規）

3

継続検討の実施について（案）

- 課題事項の整理が必要である事から、課題6「退職の翌月に給与の支払いがある場合の減免率の計算方法」については、来年度以降も継続検討とし、それ以外の項目については、予定どおり、令和8年度から手引き、QAを改正（項目ごとの状況に応じて経過措置期間あり）することとする。
- また、上記の検討期間においては、退職に係る所得減少減免における所得見込の算出にあたっては、現状のQA.20「退職日等が減免事由該当日となるが、退職前と同水準の給与が退職の翌月等に支払いがある場合は、減免事由該当日は最終給与支払日の属する月の翌月の初日とし、最終給与支払日の属する月は減免対象月に含めない。」とする考え方を引き続き継続することとする（現行の取扱どおり）。